



剣淵町立診療所から

『禁煙外来』のお知らせ



「タバコをやめたい」「何度か禁煙を試みたが、タバコを吸ってしまう」など、禁煙を行いたい方は、『禁煙外来』により、禁煙の治療を受けることができます。



この『禁煙外来』は、一定の条件（ただちに禁煙を始めたい、ニコチン依存症の判定テストが5点以上など4つの条件）を満たすことで、健康保険が適用されます。

治療は、喫煙の状況を確認して、体内に取り込まれた一酸化炭素濃度の測定などの検査を行い、その結果から、必要とする治療を進めます。

初回の診察を含めて最大5回（初回、2・4・8・12週間後）の治療（診察）です。

治療費用は、健康保険が適用の場合、その費用の1割から3割の負担となりますので、5回の治療を受けての3割負担の場合には、おおよそ1万3千円から2万円です。

なお、剣淵町では、町立診療所で治療を受けて『禁煙外来』を終了した方には、治療した費用の一部を助成（5千円）しています。

この助成に関してのお問い合わせは、健康福祉課保健グループ（ふれあい健康センター内、電話34-3955）です。

『禁煙外来』により、禁煙の治療を受けたいとお考えの方は、まずは町立診療所（電話34-2030）までにご相談ください。

【ご注意を・・・】

東京オリンピック・パラリンピックを控え、受動喫煙の防止強化を図るために、学校、福祉施設や行政機関等では敷地内での喫煙は禁止され、屋外で喫煙場所を設置する場合には、受動喫煙を防止する必要な措置を講じること、一部の飲食店での喫煙が困難に、加熱式たばこには、指定以外のものは喫煙が困難となるなど、法律の改正で制限や条件が付されています。

